

消火栓や消防水利の標識付近の駐車はやめよう

《違法駐車はやめよう》

消火栓や防火水槽をはじめとする消防水利は、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時、消火に必ず必要となる水を消防隊に供給するものです。

これらの周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています（図1）。

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。消防水利周辺に駐車しないよう、ご理解とご協力をお願いします。

また、震災時にやむを得ず道路上に車を置いて避難する際も、駐車位置に注意してください。

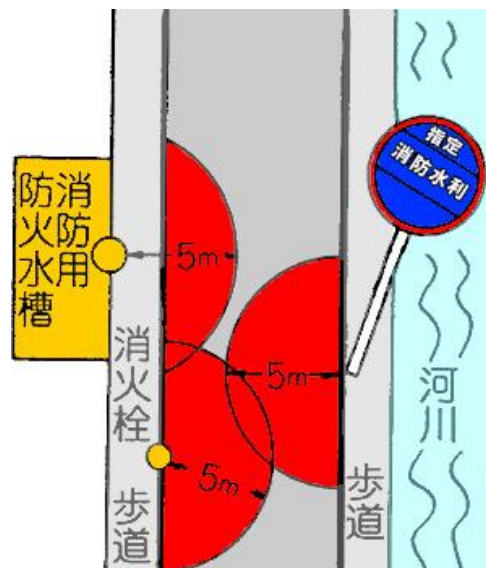


図1 消防水利や水利標識と駐車禁止の範囲

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

◆ 消防水利の周辺

- 消火栓から5メートル以内の部分
- 消防用防火水槽の給水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- 消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

◆ その他

- 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 火災報知器から1メートル以内の部分
- 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

《消防水利とは》

消防水利は、消火栓と消火栓以外の水利の2つに分類され、消火栓以外の水利は、自然水利と人工水利に区分することができます。

自然水利には河川、海、湖沼、溝、濠、池、井戸などがあり、人工水利には防火水槽、プール、地中ばり水槽、転用水槽、飲料用受水槽、雨水貯留槽、蓄熱槽などがあります。

大規模な地震が発生した場合、同時に多数の火災が発生し、大きく燃え広がるおそれがあります。また、地震の影響で消火栓の配管が壊れ、消火栓が使えなくなることが予想されることから、防火水槽が必要不可欠となります。

なお、東京消防庁では、特別区内の消防水利が不足している地域において、防火水槽の設置費用の一部を負担する事業を行っております。

詳しくは、当庁ホームページの「安全・安心情報」⇒「防災」⇒「消防水利の設置にご協力ください」のページを参照してください。

リンク先：<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-suirika/suiri/index.html>



地下に埋設された消火栓の内部



防火水槽活用イメージ

《消防水利の標示とは》

消防水利の標示は、違法駐車や障害物等を排除し、円滑な消防活動環境を確保するために消防水利の所在を明示するものです。

消防水利の所在を明示するための標示方法としては、一般的には標識によるものと消防水利の周囲を塗装する方法があります。

標識による標示内容は、「消火栓」、「防火水槽」及び「消防水利」の3種類があります。また、塗装による標示は、消火栓及び防火水槽鉄蓋の周囲を黄色で塗装しています。

なお、消火栓等は、消防車が吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。消火栓や消防水利の標識周辺には駐車しないようご協力をお願いします。



標識による標示



塗装による標示